

○伊勢市ふるさと未来づくり条例

平成26年12月19日条例第38号

(目的)

第1条 この条例は、ふるさと未来づくりの推進について、その基本理念、市の責務、住民等の役割、まちづくり協議会の設立その他必要な事項を定めることにより、地域自治の実現を図り、もって住民が誇りと愛着を持つことのできる豊かで住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ふるさと未来づくり 自分たちのまちは自分たちでつくるという考えの下、住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自立的にまちづくりを行い、将来にわたって豊かで住み良いまちを実現するための地域自治の仕組みをいう。

(2) 地域自治 住民等が自らの意思と責任においてまちづくりを行うことをいう。

(3) 住民等 市内の一定の地域内における次に掲げるものをいう。

ア 当該地域内に居住する者

イ 当該地域内に存する事務所又は事業所に勤務する者

ウ 当該地域内で事業を営む者

エ 当該地域内に存する学校に在学する者

オ 当該地域内で活動する団体等

(4) まちづくり協議会 住民等が、ふるさと未来づくりを推進するため、第6条第1項に規定する地域を対象として自主的に設立し、活動を行う団体をいう。

(基本理念)

第3条 ふるさと未来づくりの推進は、自然、歴史、文化等地域の特性に配慮しつつ、住民等及び市の相互の密接な連携の下に、地域における住民の福祉の増進及び地域社会の発展に寄与することを旨として行われなければならない。

2 ふるさと未来づくりの推進は、住民等の自主性及び自立性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ふるさと未来づくりの推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、地域自治に関する情報の提供等を通じて、基本理念に関する住民等の理解を深めるよう努めなければならない。

(住民等の役割)

第5条 住民等は、基本理念にのっとり、地域におけるまちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。

(まちづくり協議会の設立)

第6条 住民等は、一の小学校区(平成27年4月1日において現に市が設置する小学校の通学区域をいう。)を単位とする地域(その地域の地縁、歴史等に照らして、これにより難いと認められる場合において、市長の同意を得

て、当該地域を分け、又は超えて地域を定めるときは、その地域)ごとに、まちづくり協議会を設立することができる。

2 まちづくり協議会は、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものでなければならない。

- (1) 名称、目的、区域、事務所の所在地、代表者の選出方法、会議の方法、活動その他組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を有すること。
- (2) 住民等が構成員であること。
- (3) 組織の設置目的が住民等相互の連絡、環境の整備等良好な地域社会の形成に資するものであること。
- (4) 代表者及び役員を選任並びに会議の運営について、民主的な手続が確保されていること。
- (5) その活動が、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とするものでないこと。
- (6) その活動が、政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものでないこと。
- (7) その活動が、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

3 まちづくり協議会は、同一の地域を対象として複数設立することはできないものとする。

4 住民等は、まちづくり協議会を設立し、及びその代表者を選出したときは、その旨を公表するものとする。

(まちづくり協議会の認定等)

第7条 まちづくり協議会は、市長の認定を受けることができる。

2 前項の認定(以下「認定」という。)を受けようとするまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、認定の申請をしたまちづくり協議会が前条第1項から第3項までの規定に適合すると認めるときは、認定をするものとする。

4 市長は、認定をしたときは、当該まちづくり協議会の名称及び事務所の所在地その他規則で定める事項並びにその認定をした日を公示するとともに、当該まちづくり協議会に対し、その旨を通知するものとする。

(まちづくり協議会の役割等)

第8条 まちづくり協議会は、地域における身近な課題の解決及び魅力ある住み良いまちづくりのための取組を実施するよう努めるものとする。

2 まちづくり協議会は、前項の取組が円滑に実施されるよう、市及び当該地域内で活動する団体等と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

3 まちづくり協議会は、当該地域だけでは解決が困難な課題等への対応策又は当該地域に関わる市の政策について、市に提案等を行うことができる。

(変更の届出等)

第9条 まちづくり協議会は、次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 名称
- (2) 事務所の所在地
- (3) 代表者の氏名
- (4) 規約

(5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による届出があった場合で、第7条第4項の規定により公示した事項に変更があったときは、その旨を公示するものとする。

(地区まちづくり計画)

第10条 まちづくり協議会は、第8条第1項に規定する取組の実施に関する計画(以下「地区まちづくり計画」という。)を策定するものとする。

2 地区まちづくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 計画の名称

(2) 計画の目標及び方針

3 まちづくり協議会は、地区まちづくり計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、市長に報告しなければならない。

4 前項の規定は、地区まちづくり計画の変更又は廃止について準用する。

(事業報告書等の公開等)

第11条 まちづくり協議会は、毎事業年度開始後速やかに、前事業年度の事業報告書並びに収入及び支出の状況に関する報告書を作成し、これらを、翌々事業年度の末日までの間、その事務所に備え置くものとし、住民等その他の関係者の求めに応じて閲覧させるものとする。

2 前項に規定するもののほか、まちづくり協議会は、その活動について積極的な広報活動に努めるものとする。

(報告)

第12条 市長は、まちづくり協議会の事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該まちづくり協議会に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めることができる。

(勧告、命令等)

第13条 市長は、まちづくり協議会の事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該まちづくり協議会に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の勧告をしたときは、その勧告の内容を公表しなければならない。

3 市長は、第1項の勧告を受けたまちづくり協議会が正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該まちづくり協議会に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 市長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

(認定の取消し)

第14条 市長は、前条第3項の規定による命令を受けたまちづくり協議会が正当な理由なくその命令に従わないときは、その認定を取り消さなければならない。

2 市長は、まちづくり協議会が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定のいずれかに適合しなくなったと認めるとき。

(2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

3 市長は、前2項の規定により認定を取り消すに当たっては、あらかじめ、伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、第1項又は第2項の規定により認定を取り消したときは、その旨を公示するものとする。

(まちづくり協議会への支援)

第15条 市は、まちづくり協議会に対し、その事業の運営に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

2 市長は、予算の範囲内で、まちづくり協議会に対し、その事業の運営に要する費用に充てるための資金(以下「ふるさと未来づくり資金」という。)を交付することができる。

3 ふるさと未来づくり資金の額その他ふるさと未来づくり資金に関し必要な事項は、規則で定める。

(伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会)

第16条 市長の附属機関として、伊勢市ふるさと未来づくり推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 市長の諮問に応じ、ふるさと未来づくりに関する重要事項を調査審議すること。

(2) 第14条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 委員会は、委員7人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 知識経験を有する者

(2) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

7 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関その他の関係者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月31日条例第22号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○松阪市地域づくり組織条例

令和2年12月23日条例第55号

松阪市地域づくり組織条例

これまで地域においては、地域課題の解決を中心とした様々な地域づくり活動が自主的に行われてきました。人口減少や少子高齢化など社会情勢が変化していく中、地域には多種多様な課題が生じてきており、地域が主体となった活動の活性化は住民生活にとって必要不可欠なものとなっています。

私たちは、しっかりと課題に向き合い、互いを尊重し合い、理解と信頼のもとで協力して、解決に向けた取り組みを進めていかなければなりません。

地域と松阪市の役割を明らかにし、住民自治の発展と、誰もが安心して心豊かに暮らせる未来を目指し、ここに条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を生かして自律的に地域づくりを行うため、松阪市(以下「市」という。)と地域づくり組織との間の基本的な関係を明らかにし、必要な事項を定めることにより、地域づくり組織の民主的かつ効果的な活動の確保を図り、もって持続的な協働の地域づくりの推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域づくり 地域をより良くしていくため、住民が主体となって課題解決などに取り組むことをいう。
- (2) 住民自治協議会 地域づくりを行うため、地域住民により設立された組織で、第3条第1項の規定により市長が認定したものをいう。
- (3) 連合会 住民自治協議会が第4条の規定により設置する松阪市住民自治協議会連合会をいう。
- (4) 地域づくり組織 住民自治協議会及び連合会をいう。
- (5) 協働 それぞれの役割や立場を理解、尊重し合い、互いに連携、協力して行う活動をいう。
- (6) 地域計画 地域の現状や将来を考え、住民自治協議会が地域の課題解決などに取り組むための基本となる計画をいう。
- (7) 基本協定 市と地域づくり組織が協働して地域づくりに取り組むため、必要な事項を定めたものをいう。

(住民自治協議会の認定要件等)

第3条 市長は、次の各号のいずれにも適合していると認められる団体を、地域づくりの主たる担い手となる住民自治協議会として認定する。

- (1) おおむね小学校区の範囲を区域と定めていること。ただし、他の住民自治協議会の区域に属する区域を範囲としてはならない。
- (2) 住民自治協議会の名称、目的、区域、事務所の所在地、事業、役員、会議等必要とする規定を会則等として定めていること。
- (3) その区域に居住する個人及びその区域で活動する自治会その他団体等で構成すること。
- (4) 自由な意見交換ができる民主的な運営が可能であると認められること。

2 市長は、認定した住民自治協議会が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の認定を取り消すことができる。

- (1) 前項各号の規定に該当しなくなつたと認められるとき。
- (2) 住民自治協議会の再編、統合に伴い解散するとき。
- (3) その他住民自治協議会として適当でないと認められるとき。

(連合会の設置)

第4条 住民自治協議会は、全ての住民自治協議会で組織する連合会を設置するものとする。

(住民自治協議会の役割)

第5条 住民自治協議会は、地域に愛着を持ち、地域課題について地域でできることを主体的に考え、その解決への取り組みを地域計画として策定し、積極的に推進するものとする。

2 住民自治協議会は、地域活動の質を高め、地域づくりの担い手の発掘や人材の育成を進め、継続して地域づくりの推進に努めるものとする。

3 住民自治協議会は、基本協定を遵守し、地域づくりの推進に努めるものとする。

(連合会の役割)

第6条 連合会は、住民自治協議会相互及び市との連絡調整及び情報の共有を図ることで、自律的な地域づくりの推進と住みよい地域社会の実現に向け、住民自治協議会を支援するものとする。

2 連合会は、全ての住民自治協議会を代表し、市と基本協定を締結するものとする。

(市の役割)

第7条 市は、地域づくりの推進に関して、地域づくり組織との間で適切に役割分担を図るとともに必要な施策を講ずるものとする。

2 市は地域づくりに関し必要な情報については、地域づくり組織との情報共有に努めるものとする。

3 市は、住民自治協議会の活動及び連合会の運営に関し、財政支援等必要な支援措置を講ずるものとする。

(禁止事項)

第8条 住民自治協議会は、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動
- (4) その他市長が不相当と認めるもの

(委任)

第9条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に廃止前の松阪市住民協議会条例(平成28年松阪市条例第2号)第2条第1項の規定による住民協議会の認定を受けている団体は、第3条の規定による住民自治協議会の認定を受けるまでの間、当該規定による認定を受けたものとみなす。

(松阪市住民協議会条例の廃止)

3 松阪市住民協議会条例は、廃止する。

○鈴鹿市地域づくり協議会条例

平成31年3月25日条例第3号

鈴鹿市地域づくり協議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地域づくり協議会(地域づくりの組織(鈴鹿市まちづくり基本条例(平成24年鈴鹿市条例第18号)第14条第1項の地域づくりの組織をいう。以下同じ。))であって第6条第1項本文の規定による認定を受けたものをいう。以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着及び活性化を図り、もって住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(協議会の役割)

第2条 協議会は、市と協働して地域づくり(地域におけるまちづくり(鈴鹿市まちづくり基本条例第2条第4号のまちづくりをいう。))をいう。以下同じ。)を行うものとする。

2 協議会は、地域づくりを行うに当たっては、地域の活性化及び地域の課題の解決に寄与する活動に自主的かつ主体的に取り組むものとする。

3 協議会は、地域づくりを円滑かつ効果的に行うため、協議会相互に情報交換及び連絡調整を図るよう努めるものとする。

(連携)

第3条 協議会と市は、地域づくりを推進するため、相互に連携を図るものとする。

(協議会の区域)

第4条 協議会の区域は、規則で定める。

(協議会の要件)

第5条 協議会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) その区域に居住する者及びその区域で活動するものを構成員とすること。

(2) 目的、名称、事務所の所在地、役員、総会の方法その他規則で定める事項を規定した規約を定め、当該規約に従い運営されていること。

(3) その区域の自治会が推薦した者が、その運営に参画していること。

(4) 民主的で透明性のある運営ができること。

(認定等)

第6条 市長は、前条の要件に該当する地域づくりの組織を協議会として認定することができる。ただし、その区域に既に協議会があるときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による認定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請するものとする。

3 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地その他規則で定める事項(次項において「協議事項」という。)を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に協議するものとする。

4 協議会は、協議事項、代表者その他規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出るものとする。

5 市長は、協議会が前条の要件に該当しなくなった場合その他規則で定める場合において、協議会と協議の上、やむを得ないと認めるときは、第1項本文の規定による認定を取り消すことができる。

(協議会の事業)

第7条 協議会は、地域づくりを推進するため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 健康づくり及び地域福祉の増進に関する事業
- (2) 安全かつ安心な生活環境づくりに関する事業
- (3) 子どもの健全育成に関する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域づくりに寄与する事業

(活動の制限)

第8条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(地域計画)

第9条 協議会は、第7条の事業を行うため、地域の特性に基づく地域の将来像並びに地域づくりの基本目標及び活動方針を定めた地域計画を策定するものとする。

(市の支援)

第10条 市は、地域づくりを推進するため、協議会に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市は、協議会の自主性及び自立性を尊重するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

○鈴鹿市まちづくり基本条例

平成24年7月2日条例第18号

鈴鹿市まちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)**第2章** まちづくりの基本原則(第4条—第9条)**第3章** 市民, 市議会及び市の役割(第10条—第12条)**第4章** まちづくりを推進する仕組み(第13条—第16条)**第5章** 行政運営(第17条—第24条)**第6章** 条例の推進及び見直し(第25条・第26条)

附則

私たちのまち鈴鹿市は, 東に伊勢湾, 西に鈴鹿山脈と恵まれた自然環境の中であり, 水稲やお茶, 花木をはじめとする農林業や, 海苔養殖などの水産業が栄えてきました。また, 先人達から引き継がれている文化や歴史にも支えられて, 伊勢型紙や鈴鹿墨など全国的に有名な伝統工芸も培われてきました。

現在では, 自動車産業をはじめとした数多くの企業が立地する工業都市として, また, モータースポーツ都市としても発展し, 世界中から多くの方が本市を訪れ, 居住し, 国際色豊かなまちとなっています。

地方分権が進む中で, 多様化する市民の声を生かしながら, 市民それぞれがまちへの関心や愛着を持ち, お互いに尊重し, 共に学び, 人と人, 地域と地域がつながり合い支え合う地域コミュニティや, 市民が主体となった様々な市民活動を活性化させ, みんなで協働して, 活力のある, 住みよい鈴鹿市を目指すために, この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は, 本市のまちづくりの基本原則等を定めることによって, 市民, 市議会及び市が協力し合い, 住みよいまちをつくっていくことを目的とします。

(用語の定義)

第2条 この条例において, 次の各号に掲げる用語の意義は, 当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 本市に居住する個人のほか, 本市にかかわる個人及び法人その他の団体をいいます。
- (2) 市議会 市議会議員をもって構成される議事に関する本市の意思決定機関をいいます。
- (3) 市 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第7章に基づいて設置される本市の執行機関及び鈴鹿市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年鈴鹿市条例第24号)第4条第2項に規定する上下水道事業管理者をいいます。
- (4) まちづくり 市民一人ひとりが夢及び生きがいを持って安心して暮らせるなど, 住みよいまちをつくるために行われる公共的な活動をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本となる条例であり、まちづくりにかかわるすべての仕組み及び活動のよりどころとします。

第2章 まちづくりの基本原則

(市民参加)

第4条 まちづくりは、市民参加によって進められるものとします。

(市民の権利)

第5条 市民は、様々なまちづくりに参加することができるとともに、まちづくりを行う団体を組織することができるものとします。

2 市民は、まちづくりを推進するために、市及び市議会が保有する市政に関する情報について、知る権利を有するものとします。

(子どもの権利)

第6条 子どもは、生きる、守られる、育つ、参加する権利を有することから、健やかに成長する環境を享受できるとともに、まちづくりに参加することができるものとします。

(協働)

第7条 市民、市議会及び市は、相互に理解を深め合い、信頼関係を築き、それぞれの立場を尊重しながら、果たすべき役割及び責任を分担しつつ、協力し合い、まちづくりを進めるものとします。

(情報共有)

第8条 市民、市議会及び市は、それぞれが保有するまちづくりに関する情報の共有に努めるものとします。

(まちづくりの視点)

第9条 市民、市議会及び市は、すべての人の人権を尊重するとともに、次に掲げる視点を考慮し、まちづくりを行うものとします。

- (1) 健康に暮らすことのできるまち
- (2) 安全及び安心を実感できるまち
- (3) 地域コミュニティが充実し、豊かな人間関係が育まれるまち
- (4) 互いの文化的違いを認め合う多文化共生のまち

第3章 市民、市議会及び市の役割

(市民の役割)

第10条 市民は、まちづくりの主体であり、その責任を自覚し、まちづくりへの積極的な参加及び取組に努めるものとします。

2 まちづくりへの参加及び取組に当たっては、市民は、自らの発言及び行動に責任を持つものとします。

(市議会の役割)

第11条 市議会は、市民の意見がまちづくりに反映されるよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにするよう努めるものとします。

(市の役割)

第12条 市は、長期的視点に立って、まちづくりに積極的に取り組むものとします。

2 市は、まちづくりが円滑に行われるよう、適切な支援に努めるものとします。

3 市の職員は、経験又は能力を生かして、まちづくりへの積極的な参加及び取組に努めるものとします。

第4章 まちづくりを推進する仕組み

(市民参加及び協働の仕組みづくり)

第13条 市は、まちづくりに市民が参加できる仕組み及び市民との協働を推進する仕組みの整備に努めるものとします。

(地域づくりの組織)

第14条 市民は、地域の実情又は必要に応じて、一定の地域におけるまちづくりに取り組む組織(以下「地域づくりの組織」という。)をつくることのできるものとします。

2 地域づくりの組織は、市と連携してその地域が抱える様々な課題の解決に努めるものとします。

(人材育成)

第15条 市民及び市は、まちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。

(住民投票)

第16条 市長は、まちづくりに関する重要事項について、必要があると認める場合には、別に条例で定め、住民投票を実施することができるものとします。

第5章 行政運営

(基本構想等)

第17条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想、基本構想の実現を図るための基本計画等を策定します。

(行政運営の方針)

第18条 市は、最少の経費で最大の効果を上げるよう、行政運営を行うものとします。

(市民の意見の反映)

第19条 市は、市民の意見をまちづくりに反映するよう努めるとともに、その過程を市民に明らかにするよう努めるものとします。

2 市は、市民から提出された意見には、誠実かつ迅速な対応に努めるものとします。

(説明責任)

第20条 市は、市の事業の計画段階から実施及び評価に至るまで、その情報を市民に対して公表し、行政の透明性を高め、説明責任を果たすよう努めるものとします。

(情報の公開及び提供)

第21条 市は、行政運営に関する情報を広く公開するとともに、これを積極的に提供するよう努めるものとします。

2 市は、市の保有する情報が市民共有の財産であることを認識し、適正に管理するものとします。

(個人情報保護)

第22条 市は、基本的人権を守るため、個人の権利利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に取り扱うものとします。

2 市は、市が保有する個人情報を市民に提供するに当たっては、その取扱いについて適切な助言を行うものとします。

(評価)

第23条 市は、効率的で効果的な行政運営を図るため、事業についての評価を行うものとしします。

2 市は、前項の結果を市の事業に反映するものとしします。

(国及び他の地方公共団体との関係)

第24条 市は、まちづくりを推進するため、国及び他の地方公共団体と対等な関係に立ち、積極的な連携及び協力を努めるものとしします。

第6章 条例の推進及び見直し

(条例の推進)

第25条 市は、市民及び市議会とこの条例の目的を共有するとともに、この条例を積極的に推進するものとしします。

(条例の見直し)

第26条 市は、社会情勢の変化等により、必要があると認める場合は、速やかにこの条例の改正その他必要な措置を講じるものとしします。

附 則

この条例は、平成24年12月1日から施行します。

附 則(平成26年12月22日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第50号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○名張市地域づくり組織条例

平成21年3月31日条例第3号

名張市地域づくり組織条例

(目的)

第1条 この条例は、名張市自治基本条例(平成17年条例第13号)第34条第1項に基づき包括的な地域づくり組織の設置及び事業の実施並びにゆめづくり地域交付金の交付に関する事項を定め、名張市における都市内分権の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 基礎的コミュニティ 区、自治会等をいう。
- (2) 地域づくり組織 一定のまとまりのある地域の住民により設置された一地域にひとつの包括的な自治組織をいう。
- (3) コミュニティビジネス 地域の課題を事業性及び収益性のある継続的な活動により解決するため、地域が有する人材、知識、情報、施設などの資源を活用し、地域における起業及び雇用の創出並びに働きがい及び生きがいを生み出し、地域の活性化に寄与する事業をいう。

(基本理念)

第3条 地域づくり活動は、基礎的コミュニティ、地域づくり組織及び市が、それぞれの活動を尊重し、互いに協働し、及び連携し、住民主体のまちづくりを推進することにより、住民自治を確立するために行う。

(基礎的コミュニティ)

第4条 基礎的コミュニティの区域は、町(地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条に規定する町をいう。)の区域又は住民にとって客観的に明らかなものとして定められている区域とする。

- 2 住民は、自主的に基礎的コミュニティの活動に参加し、交流しながら相互に助け合うよう努めるものとする。
- 3 基礎的コミュニティは、その代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

(地域づくり組織)

第5条 地域づくり組織の区域は、別に規則で定める。

- 2 地域づくり組織は、次に掲げる要件のいずれにも該当する団体とする。
 - (1) 名称、事務所の所在地、代表者の選出方法、総会の方法、監査その他地域づくり組織を民主的に運営するために必要な事項が、規約に定められていること。
 - (2) 地域づくり組織の代表者及び役員が、その構成員の意思に基づいて選出されていること。
 - (3) 基礎的コミュニティの代表者が、地域づくり組織の運営に参画していること。
- 3 地域づくり組織を設立し、及びその代表者を選出したときは、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。その届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。

(地域づくり組織の構成員)

第6条 地域づくり組織は、次の者を構成員とする。

- (1) その地域に居住する者

(2) その地域で事業を行う個人又は法人、通学者、通勤者及びその地域で活動する各種団体で、当該地域づくり組織が認めた者

(地域づくり組織の事業)

第7条 地域づくり組織は、まちづくりの推進のため次の事業を行う。

- (1) 自主防犯及び自主防災に関すること。
- (2) 人権尊重、健康及び福祉の増進に関すること。
- (3) 環境及び景観の保全に関すること。
- (4) 高齢者の生きがいづくりに関すること。
- (5) 子どもの健全育成に関すること。
- (6) 地域文化の継承及び創出に関すること。
- (7) コミュニティビジネス等地域経営に関すること。
- (8) 地域課題の解決、地域振興及び住民交流に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、地域のまちづくりに関し、特に必要があると地域づくり組織が認めること。

(活動の制限)

第8条 地域づくり組織は、次に掲げる活動をしてはならない。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式を行い、又は信者を教化育成する活動
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動
- (3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(地域ビジョン)

第9条 地域づくり組織は、地域ごとの地理的な特性、自然、産業、歴史及び文化等の地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた計画(以下「地域ビジョン」という。)の策定に努めるものとする。

2 市は、地域ビジョンを尊重し、各種計画の策定又は施策に反映させるよう努めるものとする。

(法人化)

第10条 地域づくり組織は、法律上の責任の所在を明確にし、継続した活動の基盤を確立するため、その地域づくり組織を法人化するよう努めるものとする。

(協力及び助言)

第11条 市は、地域づくり組織の円滑な運営を促進するため、地域づくり組織の活動及びその活動により生じた事故又は住民間の紛争の解決等について協力し、助言することができる。

(地域づくり代表者会議)

第12条 地域づくり組織相互の連携を図るため、地域づくり組織の代表者で構成する地域づくり代表者会議を設置する。

(ゆめづくり地域交付金の交付)

第13条 市長は、地域づくり組織の活動支援として、地域づくり組織にゆめづくり地域交付金(以下「交付金」という。)を交付する。

(交付金の額)

第14条 交付金の額は、予算の範囲内とし、交付金の交付申請及び交付に係る手続きは、別に規則で定める。

(実績報告)

第15条 地域づくり組織は、毎年5月末日までに前年度の事業実績を市長に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業実績報告には、前年度の決算報告書及び決算監査報告書を添付しなければならない。

(情報公開等)

第16条 地域づくり組織は、前条の事業実績報告及び活動に関するすべての書類を事務所に備え付けることとし、積極的に情報公開に努めるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例の廃止)

2 名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例(平成15年条例第2号)は、廃止する。

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第8条第2項の規定により交付を受けた交付金の実績報告については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際地域づくり組織が設置されていない地域については、平成21年度に限り、廃止前の名張市ゆめづくり地域交付金の交付に関する条例第2条の地域づくり委員会及び基礎的コミュニティにゆめづくり地域交付金を交付できるものとする。

○名張市自治基本条例

平成17年6月27日条例第13号

名張市自治基本条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 市民(第4条・第5条)

第3章 市議会(第6条—第8条)

第4章 市長等(第9条・第10条)

第5章 情報共有(第11条—第15条)

第6章 市政運営(第16条—第27条)

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画(第28条—第32条)

第2節 コミュニティと市民公益活動(第33条—第35条)

第3節 協働のまちづくり(第36条)

第8章 最高規範性(第37条)

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係(第38条・第39条)

第10章 補則(第40条)

附則

わたしたちのまちの自治は、主権者である市民が自らの責任に基づいて決定し、主体的に行動することにより進めなければなりません。また、自治体としての名張市には、市民の信託にこたえ、現在及び将来の市民が安心して暮らすことのできる、豊かな地域社会を市民と協働して実現していく責務があります。

このためには、自治の主体である市民、市議会及び市の果たすべき役割や責務、市政運営の原則など、自治体としての基本的な枠組みを明らかにするとともに、市政への市民参画や協働の仕組みを定めておく必要があります。

名張市は、万葉ゆかりの歴史と文化、赤目四十八滝や香落溪など水と緑の自然環境に恵まれたまちです。これらの財産を守り育て、次代に引き継ぐとともに、名張らしさを生かした個性的で持続可能なまちを創造する取組を進めていかなければなりません。また、市内は古いまち並みや農村集落、新しい市街地が分散するなど、それぞれ特徴ある地域で構成されており、こうした各地域の特性を生かした個性ある地域づくりを市民が主役となって行っていくことも大切です。

わたしたちは、自己決定と自己責任のもと参画し、協働することを基本に、英知と力を結集することで、魅力的で誇りの持てる「自治のまち」を実現することをめざし、ここに名張市自治基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、名張市における自治の基本理念と主権者である市民の権利を明らかにするとともに、市民、市議会及び市の果たすべき役割や市政運営の仕組みを定めることにより、地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内で住む者、働く者若しくは学ぶ者、市内に事業所を置く事業者又は市内で活動する団体をいう。
- (2) 参画 政策の立案から実施、評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。
- (3) 協働 市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。

(自治の原則)

第3条 市の自治は、次に掲げることを原則として推進するものとする。

- (1) 人権尊重 国籍や性別、年齢等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が保障され、その個性や能力がまちづくりに生かされること。
- (2) 情報共有 市民、市議会及び市が互いに情報を共有すること。
- (3) 参画及び協働 市民の自主的な市政への参画が保障されるとともに、市民、市議会及び市が協働して公共的課題の解決に当たること。

第2章 市民

(市民の権利)

第4条 市民は、市政に関する情報を知る権利及び市政に参画する権利を有する。

- 2 市民は、市が提供する行政サービスを受けることができる。

(市民の役割と責務)

第5条 市民は、自治の主体者であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

- 2 市民は、諸活動を行うに当たっては、公共の福祉の増進に努めるとともに、地域の発展と環境の保全に配慮しなければならない。

- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。

第3章 市議会

(議会の役割、権限等)

第6条 市議会は、市の意思決定機関であるとともに、市政の運営を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

- 2 市議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の定めるところにより、条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定等を議決するほか、市政に係る基本的な事項で別に条例で定めるものを議決する。

(議会の責務)

第7条 市議会は、市民との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めなければならない。

- 2 市議会は、市政を調査し、条例議案を提出するなど政策形成機能の強化とその活用に努めなければならない。

(議員の責務)

第8条 市議会議員は、市民の信託にこたえ、自己の研さんに努めるとともに、誠実に職務を遂行しなければならない。

第4章 市長等

(市長の役割と責務)

第9条 市長は、市を統轄するとともに、市の事務を管理し、これを執行する。

2 市長は、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政運営に当たるとともに、毎年度、市政運営の方針を定め、その達成状況を市民及び市議会に説明しなければならない。

(職員の役割と責務)

第10条 市の職員は、全体の奉仕者として、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。

第5章 情報共有

(情報共有)

第11条 市は、市政に関する情報を、広報紙等を通じて積極的に提供するとともに、市民意向の把握など情報収集を図り、市民との情報共有に努めなければならない。

(情報公開)

第12条 市は、市民の知る権利を保障し、公正で開かれた市政を推進するため、別に条例で定めるところにより、市政に関する情報を原則として公開しなければならない。

(個人情報保護)

第13条 市は、市民の基本的人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

(説明責任)

第14条 市は、政策の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(要望等への対応)

第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。

2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

第6章 市政運営

(総合計画)

第16条 市は、総合的な市政運営の指針として、基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)を市議会の議決を経て定め、計画的な市政運営に努めなければならない。

(組織)

第17条 市は、社会情勢に対応する簡素で機能的な組織により市政を運営するとともに、組織を市民に分かりやすいものにしなければならない。

(人事政策)

第18条 市は、職員と組織の能力が最大限に発揮できるよう、有能な職員の任用、効果的な人材育成、適正な人事評価及び配置に努めなければならない。

(法務政策)

第19条 市は、市民ニーズや地域課題に対応するため、自ら責任をもって法令を解釈し、条例規則等の整備や体系化を進めるなど積極的な法務行政を推進しなければならない。

(法令遵守と公益通報)

第20条 市は、市政を常に適法かつ公正に運営しなければならない。

2 市は、市政運営上の違法行為又は公益の損失を防止するため、職員の公益通報に関する仕組みを定めなければならない。

(行政手続)

第21条 市は、行政処分等における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護するため、その手続に関する基本的な事項を定めなければならない。

(地域経営の原則)

第22条 市は、個性豊かで持続可能な地域社会を実現するため、地域資源を最大限活用し、選択と集中を基本とする戦略的な施策展開を図らなければならない。

(事務事業の実施等における原則)

第23条 市は、提供する行政サービスの具体的な内容や水準等をあらかじめ市民に明らかにし、公平、公正で効率的なサービス提供に努めなければならない。

2 市は、実施しようとする事務事業について、最少の経費で最大の効果をあげるよう費用対効果を検証し、明確な目標を設定して事業推進に努めなければならない。

3 市は、事務事業の実施に当たっては、環境負荷の低減に率先して努めなければならない。

(財政等)

第24条 市は、総合計画を実現するための財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することで、自主的、自律的で健全な財政運営に努めなければならない。

2 市は、保有する財産の適正な管理及び効果的な活用に努めなければならない。

3 市は、財政状況及び財産の保有状況など市の経営状況に関する資料を作成し、市民に分かりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第25条 市は、効果的で効率的な市政運営と総合計画の進行管理を行うため、行政評価を実施し、その結果を施策の見直し、組織の改善等に速やかに反映しなければならない。

(監査)

第26条 監査委員は、市の財務等に係る監査を行うに当たり、事務事業の適法性のほか、有効性及び効率性の評価を踏まえた監査を行わなければならない。

(危機管理)

第27条 市は、市民、関係機関及び他の自治体との協力、連携により、不測の事態に備える総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めなければならない。

第7章 参画及び協働

第1節 市政への市民参画

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。

(評価等への参画)

第29条 市は、市民の市政に対する監視機能を確保するため、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表し、意見を求めるとともに、財務及び事務事業の執行について市民が考査できる機会を設けなければならない。

(審議会等)

第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

(住民投票)

第31条 市長は、市政に係る重要事項について、広く住民の意思を確認する必要があると認めるときは、住民投票を実施することができる。

2 住民投票に付することができる事項、投票者の資格要件その他住民投票の発議及び請求並びに実施に関して必要な事項は、次条に定めるもののほか、別に条例で定める。

3 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(住民投票の発議及び請求)

第32条 永住外国人を含む18歳以上の住民は、市政に係る重要事項について、その総数の50分の1以上の者の連署をもって、市長に住民投票を請求することができる。

2 市長は、前項の請求があったときは、意見を付けてこれを市議会に付議しなければならない。

3 市議会議員は、市政に係る重要事項について、議員定数の12分の1以上の賛成(発議者を含む。)を得て、住民投票の実施について発議することができる。

4 市長は、前2項の場合において、市議会が出席議員の過半数の賛成により議決したときは、住民投票を実施しなければならない。

5 市長は、第1項の請求に係る署名者数が永住外国人を含む18歳以上の住民総数の4分の1を超えたときは、第2項の規定によることなく、住民投票を実施しなければならない。

第2節 コミュニティと市民公益活動

(コミュニティ活動)

第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。
(地域づくり)

第34条 市民は、個性的で心豊かな地域をつくるため、一定のまとまりのある地域においてコミュニティ活動を行う組織として、別に条例で定めるところにより、地域づくり組織を設置することができる。

2 地域づくり組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら地域づくりを行うものとする。

3 市は、地域づくりの活動に対して必要な支援を行うことができる。

4 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、地域づくり組織の自主性及び自立性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映しなければならない。

5 市は、地域づくり組織の意向により、事務事業の一部を当該組織に委ねることができる。この場合において、市は、その実施に係る経費等について必要な措置を講じなければならない。

(市民公益活動)

第35条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な措置を講じなければならない。

第3節 協働のまちづくり

第36条 市民(コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下この条において「多様な主体」という。)及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。

2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。

3 市は、協働のまちづくりを進めるに当たり、多様な主体が情報や意見を交換し、相互調整や民主的な意思形成が図られるよう、開かれた場と機会の創設に努めなければならない。

第8章 最高規範性

第37条 この条例は、名張市の自治の推進における最高規範であり、市は、他の条例等の制定改廃に当たっては、この条例を尊重し、整合を図らなければならない。

第9章 国、三重県及び他の地方自治体との関係

(国及び三重県との関係)

第38条 市は、国及び三重県と対等の立場にたち、自治の発展のため、協力して適切な関係の構築に努めるものとする。

(他の自治体との関係)

第39条 市は、共通する地域課題の解決や効果的で効率的な行政運営のための広域事務処理、大規模災害時の相互応援など、他の自治体と積極的に協力連携するものとする。

第10章 補則

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(名張市市民参加条例の廃止)

2 名張市市民参加条例(平成14年条例第2号)は、廃止する。

○亀山市地域まちづくり協議会条例

平成28年3月29日条例第5号

(目的)

第1条 この条例は、地域において多様な主体を包括し、自分たちの暮らす地域を自分たちで創りあげるとい理念及び民主的な運営の下に、地域課題の解決に取り組む自治組織である地域まちづくり協議会(以下「協議会」という。)に関し必要な事項を定めることにより、協議会の活動の定着化及び活性化を図り、もって持続可能で良好な地域社会の維持及び形成を目指すとともに、亀山市らしいまちの実現に資することを目的とする。

(協議会の区域)

第2条 協議会の区域は、おおむね小学校区に相当する範囲内において規則で定める区域とする。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

- (1) 協議会の区域に居住する者
- (2) 協議会の区域に存する公共的団体
- (3) 協議会の区域で事業を行う個人又は法人で、協議会が認めたもの

(協議会の規約)

第4条 協議会は、その目的、名称、事務所の所在地、総会の方法等が明記された規約を定めなければならない。

(協議会の事業)

第5条 協議会は、まちづくりの推進のため次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民の権利及び自主性を尊重したまちづくりに関すること。
- (2) 地域の個性を尊重したまちづくりに関すること。
- (3) 子どもの健全育成に関すること。
- (4) 自主防災及び自主防犯に関すること。
- (5) 健康づくり及び地域福祉の充実に関すること。
- (6) 環境の保全及び創造に関すること。
- (7) 歴史の尊重及び文化の振興に関すること。
- (8) その他地域のまちづくりに関すること。

(公正な事業の執行)

第6条 協議会は、関係法令の遵守及び倫理の保持のための体制を整備し、組織の運営の透明性の向上を図るとともに、公正な事業の執行に努めるものとする。

(設立等の届出)

第7条 協議会を設立した場合は、その代表者の氏名、規約その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。

2 協議会は、前項の規定により届け出た事項を変更したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前2項の規定による届出があった場合は、規則で定める事項を公示しなければならない。

(地域まちづくり計画)

第8条 協議会は、第5条に掲げる事業を推進するため、地域ごとの特性に基づき、地域の将来像及びまちづくりの基本方針を定めた地域まちづくり計画を策定するものとする。

2 協議会は、地域まちづくり計画を策定したときは、市長に提出するものとする。

(活動の制限)

第9条 協議会は、次に掲げる活動を行ってはならない。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を強化育成する活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は特定の政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動

(4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある反社会的な活動

(市の支援及び助言)

第10条 市は、協議会に対して、必要な支援を行うものとする。

2 市は、協議会に対して、自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて助言を行うものとする。

(他の公共的団体との連携)

第11条 協議会は、市域で活動する公共的団体と積極的な連携協力を図るものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に、第7条第1項において規則で定めることとされている事項について市に届け出ている協議会は、同項の規定による届出があったものとみなす。

○亀山市まちづくり基本条例

平成22年3月31日条例第1号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 まちづくりの主体(第4条—第9条)

第3章 まちづくりの基本原則(第10条—第18条)

第4章 この条例に基づくまちづくりの推進(第19条・第20条)

附則

亀山市は、鈴鹿山系から布引山系へと続く雄大な山並み、大地に豊かな恵みをあたえる鈴鹿川などの流れの中で、古くから東西交通の要衝として栄えてきました。

私たちは、このような自然環境、歴史に育まれてきた文化に磨きをかけ、一人ひとりが生き生きと輝き、しあわせに暮らせるまちを将来にわたって築いていきたいと願っています。

こうしたまちを実現するためには、みんなの良心、英知、一步一步の努力を結集するとともに、市民と議会、執行機関が協働し、それぞれの役割に基づいてまちづくりを進めていくことが大切です。

さあ、このまちで暮らす私たちのために、未来を託す子どもたちのために、できることからはじめようではありませんか。

みんなが助け合い、しあわせに暮らせるまち、住んでみたい、訪れてみたいまちを実現するため、まちづくりの基本を定めるこの条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働してまちづくりに取り組むための基本的な事項及びまちづくりの基本原則を定めることにより、新たな自治の確立を図り、もって亀山市らしいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に居住し、在勤し、又は在学する個人及び市内に事務所又は事業所を有する個人、法人その他の団体をいう。

(2) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、かつ、営利を目的として事業を行う個人、法人その他の団体をいう。

(3) 執行機関 市長(水道事業及び工業用水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、病院事業管理者及び消防長をいう。

(平27条例39・一部改正)

(条例の位置付け)

第3条 市民、議会及び執行機関は、亀山市のまちづくりにおいて、この条例の趣旨を尊重しなければならない。

- 2 議会及び執行機関は、条例、規則等を解釈し、運用し、又は制定改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
- 3 執行機関は、亀山市総合計画条例(平成27年亀山市条例第24号)第2条第1号に規定する総合計画その他の計画の策定並びに政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図るものとする。
(平23条例17・平27条例25・一部改正)

第2章 まちづくりの主体

(市民の権利)

第4条 市民は、まちづくりに参加する権利を有する。

- 2 市民は、議会及び執行機関が保有する公文書の公開を求める権利を有する。
- 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。
- 4 市民は、前3項の権利の行使に際し、国籍、人種、信条、性、社会的身分、障がいの有無等により、差別されない。
- 5 市民は、第1項から第3項までの権利を行使すること又はしないことを理由に、不利益な扱いを受けない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自らがまちづくりの主体であることを自覚するとともに、相互に尊重し、協力しあって、積極的にまちづくりを推進するよう努めなければならない。

- 2 市民は、議会及び執行機関と協働して、まちづくりに取り組むよう努めなければならない。
- 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。
- 4 事業者は、地域社会の一員としての自覚をもつとともに、事業活動を行う際には、環境に配慮し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。

(議会の責務)

第6条 議会は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

(執行機関の責務)

第7条 執行機関は、市民の参加及び協働によるまちづくりを進めるよう努めなければならない。

- 2 執行機関は、市民がまちづくりに参加できる体制を整備するよう努めなければならない。
- 3 執行機関は、市民が行うまちづくりのための多様な活動を支援するよう努めなければならない。
- 4 執行機関は、国及び他の地方公共団体との対等な関係の下、相互に連携協力を図るよう努めなければならない。
- 5 執行機関は、まちづくりに関する事項について、市民に対してわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(市長の責務)

第8条 市長は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づき、地域経営の視点に立ったまちづくりを進めるよう努めなければならない。

- 2 市長は、効率的な行政運営が行われるよう努めなければならない。
- 3 市長は、職員の能力向上を図り、様々な行政需要に対応できる知識及び能力を持った職員を育成するよう努めなければならない。

4 市長は、毎年度、施政の方針を明確に定めるとともに、その達成状況を市民及び議会に説明しなければならない。

(職員の責務)

第9条 職員は、公正かつ能率的に職務を遂行しなければならない。

2 職員は、次章に定めるまちづくりの基本原則に基づくまちづくりを進めるために、自らの知識及び能力の向上に努めるとともに、創意工夫を図って職務を執行しなければならない。

第3章 まちづくりの基本原則

(協働の原則)

第10条 まちづくりは、市民、議会及び執行機関が相互に尊重し、協働して進めるものとする。

(参加の原則)

第11条 まちづくりは、市民の参加によって進めるものとする。

(情報共有の原則)

第12条 まちづくりは、市民、議会及び執行機関がそれぞれ保有する情報を相互に提供し、共有して行うものとする。

(市民尊重の原則)

第13条 まちづくりに当たっては、市民の権利及び自主性が尊重されなければならない。

(地域尊重の原則)

第14条 まちづくりに当たっては、地域の個性が尊重されなければならない。

(持続可能性の原則)

第15条 まちづくりに当たっては、現在及び将来世代に対する責務を果たすため、持続可能なまちの構築に努めなければならない。

(安全・安心の原則)

第16条 まちづくりに当たっては、安全で安心なまちの構築に努めなければならない。

(環境の保全及び創造の原則)

第17条 まちづくりに当たっては、環境の保全及び創造に努めなければならない。

(歴史尊重及び文化振興の原則)

第18条 まちづくりに当たっては、歴史の尊重及び文化の振興に努めなければならない。

第4章 この条例に基づくまちづくりの推進

(推進義務)

第19条 市長は、この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法を定めなければならない。

(亀山市まちづくり基本条例推進委員会)

第20条 この条例に基づくまちづくりの推進のため、亀山市まちづくり基本条例推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

2 推進委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) この条例に基づくまちづくりの推進に関する具体的な方法
- (2) この条例の見直しに関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例に基づくまちづくりの推進に関し必要な事項

3 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

4 市長は、第2項の規定による調査検討の結果に基づき、この条例及びまちづくりの諸制度を見直す等必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年6月30日条例第17号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(平成27年6月30日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年12月22日条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。